

平成30年度 佐渡市文化関係大会等出場者激励金 申請の手引き

- ◆申請から激励金交付までの流れ・・・・・・・・・・・・・ 1
- ◆制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 1 対象大会等
 - 2 激励金額
 - 3 支給対象者
 - 4 支給対象者の要件
 - 5 交付申請時の提出資料
 - 6 激励金を受けることができる回数と制限
- ◆激励金の交付が決定した後のお願いと注意点・・・・・・・・ 5

●募集期間

平成30年4月2日～平成31年1月31日

ただし、交付決定額が平成30年度予算額に達するまでとします。

交付決定額が予算額に達した場合は、募集を締め切ります。

この場合、締め切った旨をホームページにて公表します。

●提出先

〒952-1311 佐渡市八幡2041番地（佐渡博物館内）

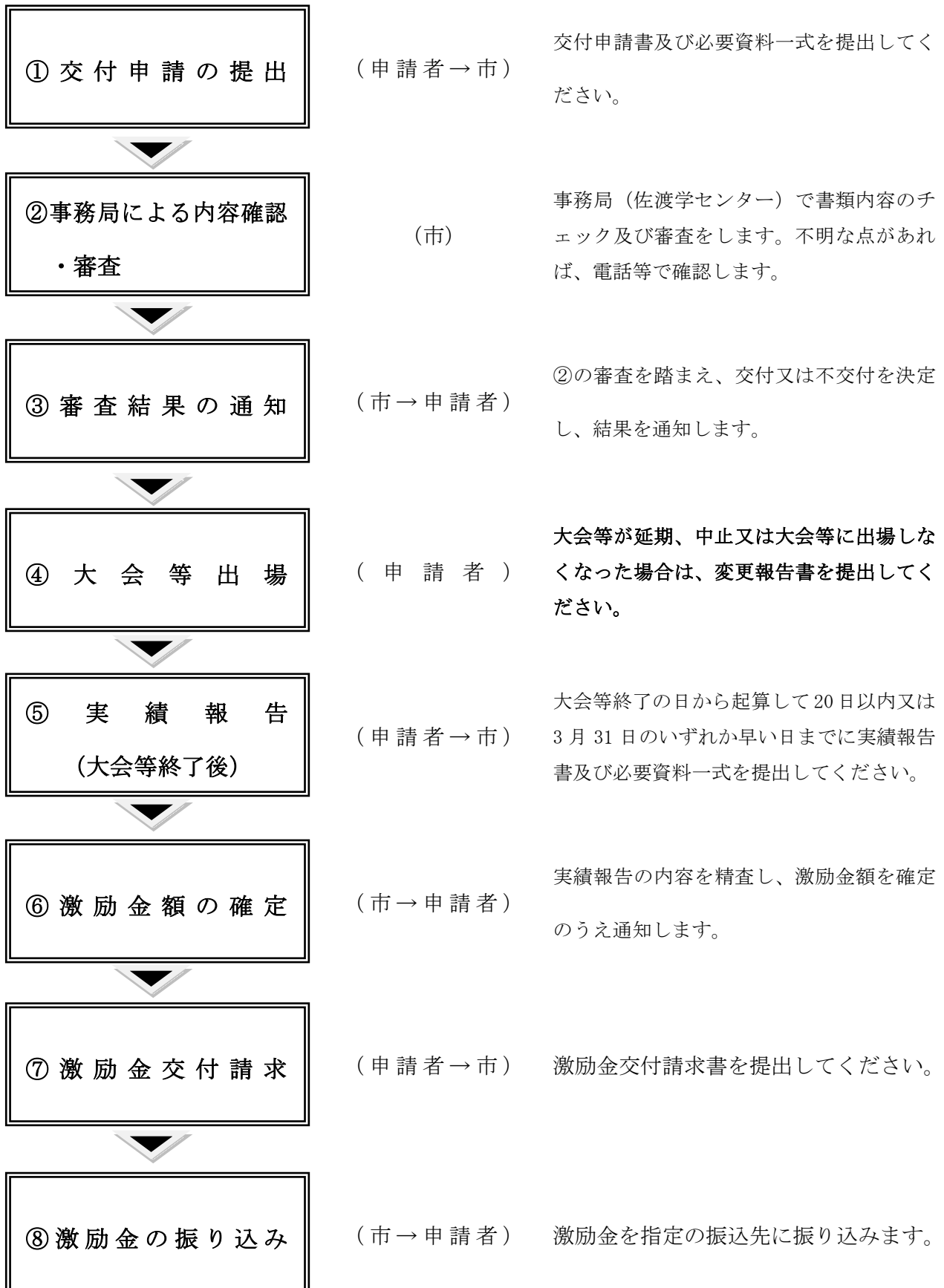
佐渡市教育委員会社会教育課佐渡学センターにご提出ください。

必要書類は、佐渡市ホームページからダウンロードできます。

●問い合わせ先

佐渡市教育委員会社会教育課佐渡学センター（0259-52-2447）

申請から激励金交付までの流れ



制度の概要

文化の分野における国際大会、全国大会その他これらの大会に準ずるもの（以下「大会等」という。）への積極的な参加を促し、市民の文化活動の振興に寄与するため、大会等に出場する団体又は個人に対し、予算の範囲内において激励金を交付します。

1 対象大会等

- 国内の選考会又は予選会の代表として出場する国際大会
- 国民文化祭
- 全国高等学校総合文化祭
- 国、都道府県その他これらに準ずる機関（政治団体、宗教団体、流派団体等を除く。）又は新聞社が主催する全国規模以上の大会、公演又はコンクールのうち、県大会、地方大会の選考会又は予選を経て出場する大会

<対象とならない大会等>

- 開催地が佐渡市内であるとき。
- 交流、親睦、営利を主な目的としているとき。
- 美術展、写真展、書道展その他の作品展への出展、文芸作品等の応募その他対象者が大会等の全国大会の開催地に行くことなく出場できるとき。
- 応募者の全部が出場できるとき。
- 市から他の補助金等の交付を受け大会等に出場するとき。

2 激励金額

補助対象者	激励金の額
高校生以下	1万円
上記以外	5千円

※新潟県内で開催される大会は、一律5千円とします。

3 支給対象者

- 出場する本人
- 大会等の開催要領等で必要と認められ、参加申込書等に記載のある出場者以外の者
- 部活動顧問等で、児童生徒を引率する立場にある者

※団体（市内に活動の本拠を置く団体に限る。以下同じ。）の構成員として、大会等に出場する場合の対象者は、20人を限度とします。

4 支給対象者の要件

- ・次の条件を満たす方が申請できます。
 - ①大会等の出場種目又は参加種目を生業としている者又は団体でないこと。
 - ②訴訟又は法令順守上の問題を抱えている者又は団体でないこと。
 - ③公的資金の交付先として社会通念上適切と認められる者又は団体であること。
 - ④市税等を滞納していないこと。
 - ⑤暴力団、暴力団員等に関与している者又は団体でないこと。
 - ⑥別表の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者又は団体でないこと。

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって激励金の交付を受けたとき。	処分を発した日又は激励金を返還した日のいずれか遅い日から36月
激励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で激励金の交付の相手方として不適当であるとき。	処分を発した日又は激励金を返還した日のいずれか遅い日から8月

5 交付申請時の提出資料

- ・大会等が開催される日の15日前までに以下の書類を提出してください。

なお、個人として参加する場合は、その個人が激励金の交付を申請してください。
ただし、その個人が未成年者の場合は、その保護者が申請してください。
団体として参加する場合は、所属団体長が代表して激励金の交付を申請してください。

(1) 文化関係大会等出場激励金交付申請書

(2) 添付資料

- ・大会等の開催要項
- ・大会等への出場に至った経緯の分かる書類（予選、選考会の開催要項、プログラム、結果等）
- ・大会等への出場が確認できる書類（大会申込書等）
- ・団体の場合にあつては、出場者名簿
- ・誓約書

※必ず控えをお取りください。必要に応じて追加資料提出をお願いする場合があります。

※提出された申請書類等の返却はできませんので、ご了承ください。

6 激励金を受けることができる回数と制限

<回数>

- ・同一年度内において1回を限度とします。ただし、大会等を経てさらに上位の大会等に出場する場合には、同一年度内2回まで交付を受けられます。

<制限>

- ・同一の大会等に複数種目で出場する場合は、激励金は重複して交付しません。
- ・同一の大会等において団体種目及び個人種目に出場する場合は、激励金は重複して交付しません。
- ・出場者、指導者その他これに準ずる者又はマネージャーを兼任して出場する場合は、激励金は重複して交付しません。

激励金の交付が決定した後のお願いと注意点

1 変更報告

- ・以下の場合は文化関係大会等出場激励金変更報告書を提出してください。
 - ①大会等が延期になったとき
 - ②大会等が中止になったとき
 - ③大会等に出場しなくなったとき。ただし、申請者が団体であって、出場者の一部が出場できなくなった場合でも交付決定額に変動が生じない場合は除きます。

<変更報告書の提出期限>

- ・大会等の中止又は延期の通知を受けた日から起算して10日を経過した日まで。
- ・大会等に出場しなくなった日から起算して10日を経過した日まで。

2 実績報告

- ・大会等が終了したときは、大会等の終了の日から起算して20日以内又は3月31日のいずれか早い日までに以下の書類を提出してください。
 - (1) 文化関係大会等出場激励金実績報告書
 - (2) 添付資料
 - ・国際大会、全国大会等の結果または内容がわかるもの（賞状の写し等）
 - ・団体の場合にあっては、出場者名簿

3 情報公開

- ・激励金を受けることが決定した事業について、助成対象事業の概要を『佐渡市ホームページ』に掲載します。